

【事案②】

勤務場所	本庁	職	一般職員	年齢	40歳代	性別	女
事件の概要	当該職員は、令和6年5月31日（金）午後2時33分頃、普通乗用自動車を運転し、市内南矢野目地内のガソリンスタンドから車道に右折進行する際、左方道路から進行してきた相手方車両に衝突させ、相手方に加療約3週間を要する傷害を負わせた。 また、自車両を相手方車両に衝突させた交通事故を起こしたにも関わらず、事故発生を直ちに警察署へ報告せず、かつ、相手方に傷害を負わせたにも関わらず、相手方を救護する等の必要な措置を講じず、事故現場から走り去った。 その後、過失運転致傷及び道路交通法違反により、令和6年12月27日（金）付けで略式起訴され、令和7年1月8日（水）付けで罰金30万円の略式命令を受けた。 当該職員は、略式命令の事実を認めている。						
処分内容	停職3ヶ月						
処分理由	法令の遵守、交通安全の推進に率先して取り組むべき市職員が、過失運転致傷及び道路交通法違反を起こしたことは、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、公務に対する市民の信頼を著しく裏切る行為である。 本事案の行為は、職員による信用失墜行為を禁ずる地方公務員法第33条に抵触すると認められ、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するものと判断し、懲戒処分を行うものである。						
処分年月日	令和7年2月13日						
問い合わせ	総務部人事課人事管理係 TEL024-525-3703（直通） 課長 遠藤 武宏 係長 秋葉 和人						

本市職員の懲戒処分に関する市長コメント

この度の不祥事2件は、法令の遵守に率先して取り組むべき市職員としてあるまじき行為であり、被害に遭われた方に心からお詫びいたします。また、市民の皆さまの市政に対する信頼を大きく損なったことを深くお詫び申し上げます。

厳正なる処分をもって対処したところであり、今後、このような事態を起こすことのないよう、職員に対し、公務員としての倫理と綱紀粛正を徹底するとともに、市職員として常にみられている立場であることを自覚し、責任をもった行動をとるよう促し、市民の皆さまの信頼回復に全力で取り組んでまいります。